

不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成21年7月8日に不適合管理委員会で審議された不適合事象は、下記のとおりです。

区分 : 該当なし

区分 : 該当なし

区分 : 1 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	4号機	定検中のタービン建屋において、タービン補機冷却系配管の点検作業時、配管の開口部(管理区域)より空気が吸い込まれる事象が発生し、熱交換器建屋(非管理区域)に設置されている当該系統の水抜きされた配管の開口部を通して、空気が流出していることが判明したため、今後詳細に調査。	A	7月8日公表済

その他 : 10 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	3号機	タービン建屋除染廃液サンプポンプ(B)点検時、ポンプ軸受の摺動部磨耗が認められたため、対応を検討。	D	
2	4号機	第2給水加熱器(A)逃し弁点検時、ペローズガスケット部から漏えいが認められたため、当該部を修理。	D	
3	4号機	変圧器防油堤工事において、防油堤底版に15センチ程度の沈下が認められ、シール機能確保のため、当該箇所目地シール処理を実施。	D	
4	4号機	低圧蒸気タービン(A)点検時、ローターシュラウドの浮き上がりが認められたため、当該部を修理。	D	
5	4号機	主復水器連続洗浄装置の貝ボール分離装置流量調整弁点検時、弁体(4台)に腐食が認められたため、当該弁を交換。	D	
6	4号機	主復水器連続洗浄装置のボール循環ポンプ廻り弁点検時、弁体(4台)に腐食が認められたため、当該弁を修理。	D	
7	4号機	原子炉補機冷却系熱交換器(C)電解鉄注入流量計において、指示不良(スティック)が認められるため、当該計器を点検。	D	
8	1.2号廃棄物処理設備	原子炉冷却材浄化系デカントポンプ(B)出口導電率計点検時、計器不良(操作できない)が認められたため、当該計器を交換。	D	
9	1.2号廃棄物処理設備	洗濯廃液系ろ過器(A)逆洗弁において、閉動作時にスティックが認められたため、当該弁を点検。	D	

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
10	3.4号廃棄物処理設備	固化系乾燥機(A)粉体ホッパ供給装置において、加熱蒸気戻り系配管フランジ部より漏えいが認められたため、当該箇所を修理。	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉の停止</li> <li>・発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・火災の発生 など</li> </ul>
区分	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点から速やかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・日常小修理 など</li> </ul>

【原子力発電所における不適合事象の是正管理】

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 「不適合の定義」(JEAG4101-2000より)

本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)

不適合管理グレード分け(不適合管理委員会にて決定)

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象
- : プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象
- : 定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた事象
- : 運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

(お問い合わせ)

福島第二原子力発電所・広報部・企画広報グループ  
電話 0240-25-1353